

用する。
 (オ) 総合都市交通体系マスタープランは、合併後、さいたま市の計画に統一する。

(15) 道路事業

ア 道路事業は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

- (ア) 道路整備事業は、さいたま市の制度に統一する。
- (イ) 私道舗装等整備助成制度は、さいたま市の制度を適用する。
- (ウ) 公共施設案内標識管理業務は、さいたま市の制度に統一する。

(工) 道路応急修繕業務は、さいたま市の制度に統一する。

(16) 河川事業

ア 河川事業は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

- (ア) 水害対策は、さいたま市の制度に統一する。
- (イ) 排水路整備事業は、さいたま市の制度に統一する。
- (ウ) 水辺環境整備事業は、さいたま市の制度を適用する。
- (エ) 植樹管理事業は、さいたま市の制度を適用する。

(17) 住宅事業

ア 住宅事業は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

- (ア) 市営住宅の入居は、さいたま市の制度に統一する。
- (イ) 住宅マスタープランは、合併後、さいたま市の計画に統一する。
- (ウ) 公営住宅ストック総合活用計画は、合併後、さいたま市の計画に統一する。

(18) 学校教育事業

ア 学校教育事業は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

- (ア) 就学援助事業は、さいたま市の制度に統一する。
- (イ) 育英資金の貸付事業は、さいたま市の制度に統一する。
- (ウ) 小・中学校給食事業は、さいたま市の制度に統一する。
- (エ) 養護学校は、さいたま市の制度を適用する。
- (オ) 教員・高校生等海外派遣事業は、さいたま市の制度を適用する。
- (カ) 教育相談事業は、さいたま市の制度に統一する。
- (キ) 交通遺児等奨学金給付事業は、さいたま市の制度を適用する。

(19) 社会教育事業

ア 社会教育事業は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

- (ア) 人権講座は、さいたま市の制度に統一する。
- (イ) 学校開放講座・大学公開講座は、さいたま市の制度を適用する。

- (ウ) 指定文化財は、さいたま市の制度に統一する。なお、岩槻市指定の文化財は、さいたま市において継承する。
- (エ) 市民大学は、さいたま市の制度に統一する。

(20) 議会

ア 議会は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

- (ア) 市議会報は、さいたま市の制度に統一する。
- (イ) 市議会テレビ広報は、さいたま市の制度を適用する。

(21) 選挙

ア 選挙は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

- (ア) 選挙公報は、さいたま市の制度に統一する。
- (イ) 入場整理券は、さいたま市の制度に統一する。
- (ウ) 選挙の投票及び開票速報は、さいたま市の制度に統一する。

29 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。※

調印書

さいたま市及び岩槻市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項

の規定に基づき設置されたさいたま市・岩槻市合併協議会において、以上のとおり合併に関する協議がととのったので、ここに調印する。

平成16年8月24日

さいたま市長 相川 宗一

岩槻市長 佐藤 征治郎

特別立会人

埼玉県知事 上田 清司

立会人

- | | |
|---------------|--------|
| さいたま市議会議長 | 佐伯 鋼兵 |
| さいたま市議会議長 | 川上 正利 |
| さいたま市議会議長 | 青木 一郎 |
| さいたま市議会議長 | 日浦 田明 |
| 岩槻市議会議長 | 竹内 昭夫 |
| 岩槻市議会議長 | 坪田 正俊 |
| 岩槻市議会議長 | 並木 清 |
| 岩槻市議会議長 | 遊馬 康宏 |
| 埼玉県総合政策部長 | 中村 一巖 |
| 埼玉大学学長 | 田隅 三生 |
| さいたま商工会議所会頭 | 平沼 康彦 |
| さいたま市自治会連合会会長 | 野崎 初太郎 |
| 目白大学学長 | 佐藤 弘毅 |
| 岩槻商工会議所会頭 | 関根 忠一 |
| 岩槻市自治会長会会長 | 金井 平一 |
| さいたま市助役 | 内藤 尚志 |
| 岩槻市助役 | 高橋 清司 |
| さいたま市理事 | 安藤 三千男 |
| 岩槻市総務部長 | 出野 信男 |

※新市建設計画の掲載は省略しました。なお、新市建設計画は、合併協議会事務局、各区役所情報公開コーナー及び合併協議会ホームページで閲覧できます。